

裁判員等経験者の意見交換会議事録

司会者：裁判員経験者の意見交換会に5名の裁判員経験者の方に御参加いただきました。裁判員経験者の皆様には、裁判員としての重責を果たしていただいた上に、この意見交換会に参加していただき、心から御礼申し上げます。

最初に、この意見交換会の趣旨を御説明します。平成21年5月に、裁判員制度が始まってから昨年5月で8年がたちまして、神戸地方裁判所でも多くの方々に裁判員又は補充裁判員として裁判に参加していただきました。裁判員又は補充裁判員の皆様には、裁判終了直後にアンケートなどでも御意見を伺っておりますが、裁判員裁判を経験されて、しばらくたったこの時点で改めて裁判員としての経験を振り返っていただき、率直な御意見、御感想をお聞きしたいと思っております。伺った御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かし、分かりやすく充実した裁判員裁判につなげていきたいというのが、この意見交換会の趣旨でございます。

裁判員制度をより良いものにしていくために、法律家がどのような工夫や努力をする必要があるのか、厳しい御意見も含めて率直な声をお聞かせ願えれば幸いと思っております。本日は、報道関係の皆様にも御参加してもらっております。報道を通じて裁判員経験者の皆様の生の声を県民の方々にもお届けすることによって、今後参加される方に裁判員制度について正確なイメージを持っていただき、安心して参加していただければと思っております。是非とも、活発な意見交換をお願いしたいと思います。

また、法曹三者の方には、裁判員経験者の方からの質問などに適宜お答えいただき、また裁判員経験者の御発言に関連してお聞きしたいことがあれば、御発言いただきたいと思っております。

それでは、早速、意見交換に入らせていただきます。今回の意見交換会は、特に特定の事項についてテーマを絞ったものではなく、裁判員裁判全般について御意見を伺いたいと思っております。意見交換の後、傍聴されている報道機

関からの質問の時間をとる予定となっておりますので、御協力いただきたいと思います。

それでは、まず皆様の紹介を兼ねる形で、それぞれ、どのような事件を担当されたかを私のほうから簡単に紹介させていただきまして、裁判員裁判に関与したことへの感想ですとか、何か言っておきたいということがありましたら、お聞かせいただいて、それから本題に入りたいと思っております。

まず、1番さんの事件になりますけれども、危険運転致死、道路交通法違反、覚せい剤取締法違反という事件に参加していただきました。内容といたしましては、覚せい剤常用者である被告人が、覚せい剤を使用した後、警察官に職務質問をされ、覚せい剤使用の発覚を恐れて自動車で逃走中に、一方通行道路を逆走する危険な運転をしたところ、交差点で青色信号に従って右側から走行してきた被害者運転のバイクに自車を衝突させる事故を起こし、被害者を失血死させた上、ひき逃げをした事件と伺っております。1番さんの裁判員裁判を経験しての御意見、御感想をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

裁判員等経験者 1：今回、初めての裁判員という形でやらせていただきまして、一番に、勉強になったなというのが正直な感想であります。なかなか経験できないような審理内容、裁判の方法、それを身近に経験できたというのは、非常に良い経験になったかなと感じました。

司会者：どうもありがとうございました。

次に2番さんの事件になりますが、傷害致死、盗品等無償譲受け、窃盗という事件に参加していただきました。内容といたしましては、未成年の被告人が、未成年の共犯者と一緒になって、未成年の知人に暴行を加えて死亡させたというもの、友人から盗んだたばこを譲り受けたというもの、さらに、ひったくりをしたという事件と伺っております。2番さんの裁判員裁判を経験しての御意見、御感想をお願いしたいと思います。

裁判員等経験者 2：よろしくお願ひします。私の場合は、全く法律に関係のない

暮らしをしてきたのに、いきなり裁判員ということで、連絡が来たときには非常に驚いたんですけれども、そういう素人でも非常に分かりやすく、緊張することなく、不安を感じることなく粛々とこういう経験ができたというのは、本当にありがたかったかなと思います。また、社会的に非常に注目されている少年事件ということで、私自身も非常にいろんなことを考えながら、周りの意見を聞きながら判決に向けて話し合いができたかなと思って、良い経験をさせていただいたと思っております。

司会者：どうもありがとうございます。

次に3番さんの事件になりますが、殺人未遂、傷害、窃盗、銃砲刀剣類所持等取締法違反という事件に参加していただきました。内容といたしましては、交際中の女性との関係がうまくいかず、脅してでも復縁を迫るために文化包丁を持ち歩いていた被告人が、立ち寄った食堂で、たまたま居合わせた客の態度にいら立ちを募らせた末、包丁でその客を突き刺し、また、側にいた店主の女性にも暴行を加えてけがを負わせ、さらに逃走する際に先ほどの客のバックを持ち去って盗んだという事件と伺っております。

同じく、3番さんの裁判員裁判を経験しての御意見、御感想をお願いいたします。

裁判員等経験者3：私も裁判員を経験させていただいて、本当に良かったと思います。8年余りにこの制度はなるんですけれども、正直なところ、一度経験してみたいなという気持ちもございまして、今回連絡が来たときには喜んでと言いますか、まず来させていただいたんですが、実際当たってみますと、非常に責任をひしひしと感じながらも、裁判長が非常に皆をリラックスさせていて、それぞれから意見をうまく引き出させていただいて、判決に結びつけていくということをしていただきました。不謹慎な言い方ですけども、評議のときは、非常に楽しいというか、そういう雰囲気の中でさせていただきました。私どものときは、最初は非常に緊張している裁判員の方がおられたんですけれども、最後のほうは、非常に言いたいことを言って、なかなか良い内容の判決ができたと思

ってます。非常に良い経験をさせていただきました。

司会者：どうもありがとうございます。

引き続きまして、4番さんの事件ですが、傷害致死という事件になっております。これは2番さんの事件の共犯関係になるのではないかとお考えかもしれませんが、未成年の被告人が未成年の共犯者と一緒になって、未成年の知人に暴行を加えて死亡させたというものです。4番さんの裁判員裁判を経験しての御意見、御感想をお願いします。

裁判員等経験者4：私も2番さんと同じで普段の生活の中でこういったことに関わるなんていうのが本当に無くて、通知が来たときには、とりあえず行ってみよう、当たるわけないと思って行ったんですけど、見事に当選いたしまして、私みたいな者で務まるんだらうかという不安のほうが、すごく初めは大きかったですけども、裁判官の方とか、周りの方からのバックアップがすごく充実してまして、雰囲気もすごく良かったんで、和気あいあいと話も進めることができたんで、私も経験させていただいて本当に良かったと今では思ってます。

司会者：ありがとうございます。

最後に5番さんの事件ですが、麻薬特例法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反という事件に参加していただきました。覚せい剤を中心に、大麻やコカイン、向精神薬を密売して利益を上げていたほか、複数の薬物犯罪に関わっていたという事件と伺っております。5番さんの裁判員裁判を経験をしての御意見、御感想をお願いしたいと思います。

裁判員等経験者5：私の場合は皆さんと一緒に、やはり通知が来たときはびっくりしましたし、迷っていました。どうしていいか分からなかったです。そしたら、家族から、良い経験だから行ってみたらと後押しがあつて、裁判員を経験することになりました。幸い私の場合は、扱った事件が覚せい剤という、まあ言ったら一方的に悪い人だけで、こっち側を殺した、こっち側はこうやというようなことがなかったのが、ちょっと気が楽だったと思っております。内容としては、ずっとすごい緊張しました。それは確かです。最後のほうは、皆さん

一緒に参加した人と顔見知りにもなって和気あいあいと終えたと思います。良い経験をさせていただいたと思っております。ありがとうございました。

司会者：ありがとうございました。

それでは、ここから本題に入りたいと思います。まず最初にお聞きしたいのが、選任手続とか、審理や評議の日程について、裁判員の皆様が参加しやすいように改善を要する点はないかという点から意見交換をさせていただきたいと思います。

最初に皆様にお聞きしたいことは、裁判員に選ばれるということを決める選任手続と、実際の審理が始まる日との間に期間が空いていたほうが良かったのか、続けてやったほうがいいのかというのを、確認したいと思います。皆様の中では、4番さんにつきましては、裁判員に選ばれるという手続をしたその日の昼から裁判が始まったと思います。この点について、朝、選ばれて昼からすぐやるのと、ちょっと間を空けてほしかったなという、そこら辺何か御意見があればお聞かせ願いたいと思います。

裁判員等経験者 4：びっくりはしたんですけども、でもやっぱり、私は仕事の自由がきくので、そうでもなかったんですが、お仕事のお休みを取られて来られてる方なんかは、なるべく日にち的には短いほうがいいんじゃないかなと。何回もしてるわけではありませんので、こんなもんかなという感じで皆さんされてました。びっくりしましたけども、一旦帰ってまたということも、そんなに必要はないかなとは思いました。

司会者：他の皆様は、裁判員に選ばれてから実際の裁判が始まるまでに、数日、長い人は1週間以上空いていることもあります。なるべく裁判員に選ばれてから判決までを短くするためには、同じ日に始めるということもあるんだと思います。選ばれてから実際の裁判が始まるまでに多少なりとも日にちを空けておいたほうがいいのか、別にそこは余り気にすることではないのか、それをちょっと順にお聞きしたいので、まず1番さんから、そこら辺はどうでしょうか。

裁判員等経験者 1：私の場合は、選任から1週間ありましたので、一応会社の仕事の段取りなどもつけることもできますし、そういう意味では、最低3日ぐらいはあればいいかなというふうには感じました。

それと、選任の手続の方法なんですけれど、当日来て抽選で選ばれるというのではなく、事前に選ばれて来るほうが心づもりではないですけれど、来て当たるのか当たらないのかと、ドキドキしながら来て始めるというよりは、決められてこの日というほうが心づもりもありますし、今後のこともあるんで。外れた方というのはそのまま昼から帰るということで、何のために来たのかな、休みを取って来たのになど。私もそうなんですけど、一応会社に言って休暇を取って来ると、選任されない場合は、選任されませんでしたと帰ってくるのも何かさみしい気がするので、できれば、決めていただいた時点で来るというほうが、非常に良いのかなという気がしました。

それと、もう1点が、ちょうど私の場合、日にちが9月の月末から10月の初めという日程になったんですけれど、サラリーマンなんですけれど、月末月初、また上期下期の区切りというところで、非常に休みを取るのも厳しいという状況があり、なおかつこの抽選というのがあったので、非常に、休暇を取るというのは苦慮しましたので、その辺もできれば日程的に考えていただければというのが、一番このときに感じた点であります。

司会者：それに関連してなんですけれど、選ばれることを前提に、予定日は全部休暇を取ってから来ているのか、選ばれてから残りの調整をしようとするのか、そこら辺はどうなってるか、お聞かせ願いたいんですけども。

裁判員等経験者 1：今回は、選任の日が1日と、裁判の日が4日間ということで、会社には休暇は取る方向では来ました。もし外れたら出勤という形になるんですけれど、会社には、話はして来てます。突然はちょっと無理なので、予め決まったほうが、自営業じゃない場合は、やりやすいかなということです。

裁判員等経験者 2：私の場合は、実は職場に直前にこの選任手続に行った方がいらっやって、その人は1番さんと一緒に、この日とこの日とこの日と裁判が

あるかもしれないからお休みをくださいと言って行かれて、お昼に何もなかったと言って帰って来られたんですね。実はそれを見ていたので、私は実はこの一番最初の選任の日は、職場に黙って、有給を取って、どうせ外れるかなというつもりで行ってきました。そういう立場なので、逆に私の場合はちょうど1週間、間が空いたんですけれども、その間の1週間を使って、職場にきちんと説明をして、業務を整理して、この日とこの日は行ってきますというのが言えたので、私としては非常にいい日程だったなと思っております。

あともう一つ、証人尋問の関係で、本来であればべったり1週間やるべきだったのが、1日水曜日がぽつんと空いたということをお伺いしました。それが私にとっては非常にありがたく、月末月初にかかる仕事だったので、月末の仕事を水曜日に放り込んでできることがありました。週のうち、べったり1週間として土日祝を挟んだりとかすると、サラリーマン的にはとんでもないお休みになってしまうんですが、週の半ばに1日お休みがあることで、業務連絡ができたりとか、不都合があったときの調整なんかができたので、本当にベストな日程を組んでいただいたなという感想を持っております。

司会者：3番さんは選任から期日まで1週間ちょっと空いていて、途中も一度やらない日があったみたいですが、そこら辺を踏まえて、この日程はどうでしょうか。

裁判員等経験者3：今、お二人が言われたことが、そのまま私には入っておったんですが、私自身は、会社も結構理解がございまして、有休を使わずに公欠でこの間全部出てまいりました。それで事前に選任の予定の日と、裁判の日程が全部決まっておりましたんで、先にその日程だけを出しておいて、それで来させていただきます。私どもも5月の末ということで、一緒になった他の方は、主婦の方もおられたり、サラリーマンもおられたんですが、やっぱり月末はちょっとしんどいという意見はございました。私の場合は、実際は月末月初でないほうが基本的にはいいんですけれども、何とか会社の理解もあったんで特段問題はなかったんですが、逆に私どもは中に2日、土日を挟んだということ

で、特に主婦の方なんかは、良かったという意見もございました。私自身はちょっと遠くから参っておりますんで、この間ずっと泊まりで来ておったんです。その関係があつて、間に休みがあるというのは、そういう意味では良かったなと思つてます。ただ、4番の方のように、選任期日にそのまま午後からというのは、私の場合はそっちのほうが良かったのではないかなと思います。日程をできるだけ少なく、短くしたいということです。6日というと、結構厳しかったんで。

司会者：5番さんも選任から実際の裁判までは、5日、6日ほど空いていると思うんですが、5番さんの事件の特色としては、正月を挟んだということだと思うんですね。年末も12月27日までして年明けが1月10日ということで裁判員裁判が進んで、特に5番さんにお聞きしたいのは、年末年始を挟んだときというのはどんなお気持ちだったのか、年末年始をリラックスして過ごせたのか、そこら辺何か日程的なところでお話しただけであればお願いしたいと思います。

裁判員等経験者5：私の場合は皆さんと違って、専業主婦で、娘夫婦一家と同居してゐるんです。主な仕事が、孫の世話なんですよ。それで、会社勤めしてらっしゃる方に比べては、気が楽かもしれないけど、それなりに用事がありますので、決まってすぐというより、やっぱり予定を立てられて早目に言っていたいたほうが、この日はだめ、この日はだめというのができるのと、たまたま年末年始が挟まって、お正月も新年会とか親戚で集まったときに皆にびっくりされたことと、それからまた年明けてちょっと間があつたので、気分的に早く済まへんかなつてというのが正直な意見でした。

司会者：年末年始を挟んで評議が続いたと思うんですけども、間が空いたことで、事件のことを忘れてしまうことはなかったですか。間がすぐだとまだ覚えてると思うんですけど、年末年始で間が空いたことによって、あれはどうだったかなとか、そこら辺の記憶の喚起といいますか、どうでしたか。

裁判員等経験者5：確かに年明けてから思い出すのに、ちょっとどんなことやっ

たかなとか、そういうことは考えたりしました。

司会者：ありがとうございました。

あと1点だけ、この日程の関係で確認しておきたい点があるんですが、スケジュールだけ確認させてもらおうと、1番さん、2番さんは、元々裁判を5時近くまでやるというスケジュールが入っていたと思うんですけども、場合によってはもしかしたら5時を過ぎたのかもしれないけども、5時近くまでやることについて、集中力とか体力的な問題で何か、そのとき感じたことはありますでしょうか。

裁判員等経験者1：1日目は5時近くまであったんですけど、裁判長の方が、休憩時間を適宜取りながら、皆さんの様子を見ながらやっていただきましたので、私的には、会社勤めと同じようなイメージなんで、特に時間に対しての拘束等々で不便を感じることはありませんでした。

裁判員等経験者2：私のところも夕方いっぱいぐらいまで、じっくりとお話をさせていただいたり、聞かせていただいたんですが、1番さんがおっしゃるとおり、非常に小まめに休憩を取っていただいて気分転換だったり、水分補給だったり、お手洗いだったり、非常にスムーズにできましたので、私は特にしんどさとかは感じなかったんですが、中にはちょっとお歳を召した方なんかは、座っているのがしんどいとか、デスクワークの経験のない人は、長く座ることで非常に疲れたとか、そういう御意見は出ておりました。

司会者：ありがとうございました。

日程的な点については、ちょっとこの程度にして、続いて審理の中身の点に入っていきたいと思います。

審理においては、冒頭手続、すなわち検察官の起訴状の朗読、被告人、弁護人の罪状認否がありまして、それに引き続きまして、検察官と弁護人の冒頭陳述、いわゆる双方の事件に関する説明があったと思います。まずこの部分についてお伺いしたいと思います。

また1番さんからになりますけども、冒頭陳述は、審理の争点とか着目すべ

き点について、分かりやすい内容になっていたかどうか、また、情報が多過ぎたとか、逆に不十分だったとか、内容が専門的過ぎて分かりづらかったとか、そういうことはなかったかお伺いしたいと思います。

裁判員等経験者 1：初めてなんですけど、内容は非常に分かりやすく、いろんな図解ですとか、そういうのを駆使しながら画面で視聴覚に訴えられての説明というのは、非常に分かりやすかったです。また、書面においても、カラーで色分けをして、分かりやすく工夫されてるなというのは感じましたし、非常に分かりやすかったです。

司会者：それは、検察官、弁護士、双方ともと言えると聞いておいてよろしいですか。

裁判員等経験者 1：そうですね。全体的な、今回の事件を知るに当たってのいろんな資料なり、進め方なりというので、非常に私は分かりやすく見れたかなと感じました。

裁判員等経験者 2：1番さんと同じように検察官の冒頭陳述のメモなんですけど、ビジュアルに訴えて、何に着目したらいいのかという意味では、非常に分かりやすく、説明も、当たり前の話ですけど慣れた感じで、分かりやすく説明をしていただきました。それに比べてという言い方がいいのかわかりませんが、弁護人のほうの資料に関しては、普通に分かりやすくしてあったんですけども、シンプルなのと、文字を羅列されているだけだったので、どこに着目をしたらいいのかというポイントが分かりにくかったりとか、あと非常に平坦な文章だったので、注意喚起というか、ここを、というのが分かりにくかったというのがありました。比べてという意味で、検察官のメモが非常に秀逸だったという感じがしました。

裁判員等経験者 3：私も見せていただいて、あるいはその裁判で直接話をさせていただいて、非常に分かりやすい内容でございました。あと、持ち帰って、裁判長の方から、細かくこれがこういったことですよと、こういったことが言いたいんですよと、後でいろんな補助的な説明等もいただけたんで、非常によく

分かりました。初めての内容でございますし、テレビとかの世界でしか知らない内容でしたけども、それと同じことがその場で行われていったということなんで、裁判というものがよく分かったという感想です。

司会者：この点に関連して、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども、裁判長からいろいろ説明を受けてよく分かったという話があったと思うんですけども、それは逆に言うと、その冒頭陳述とかを聞いただけでは分からないところも残ったということなんでしょうか。

裁判員等経験者 3：そういう意味じゃないんですけども、私自身はある程度分かってたんですけども、中にはちょっととんちんかんな質問をされる方もございましたんで、そういうときに説明をいろいろしていただいて、私もそういうことだったのかというのが分かったという意味です。

裁判員等経験者 4：私も同じように、その冒頭陳述のこのメモとかに関しては、非常に分かりやすい形でまとめていただいて良かったと思うんですが、事件の性質上、登場人物がすごく多かったんです。五、六人絡んできてたことと、あと時系列もすごく複雑で、そういうのを冒頭陳述だけからきちっと読み取ってというのが、すごく難しいなと思いました。お部屋に帰ってから、これはどういふことでしょうかねみたいな感じで、もう一遍説明していただくということが多々あったように思います。それは、事件の性質上仕方がないのかなと思ったんですけども、裁判なんて初めてのことで、たくさんの登場人物が一遍に出てきて、冒頭陳述だけじゃなくて、いろいろな人が出てきて、いろいろな話をされるのについていけないんですね。もう一遍、復習っていう形で、やっぱりお部屋に戻ってお話をしていただけたのが、ありがたかったです。

裁判員等経験者 5：私の場合も皆さんと一緒に、裁判なんかはテレビか何かのイメージしかなかったので、覚せい剤の事件だったんですけども、それ自体も今まで、生まれて生活してきた中で全然別世界の話だったんで、最初にいろいろ冒頭陳述とか説明していただくと、まずそれだけで、かっとな舞い上がるというんですか、何が何だか、訳が分からないし、出てくる金額なんかも億とか出て

くるし。覚せい剤にもいろんな種類がいっぱいあって、まずその内容を理解するだけに一日や二日そこらはかかったような気がします。あとは、部屋に戻って私もいろいろ質問しました、何回もね。皆さん、お若い方もいらっしゃったんで、いろいろ話し合いをして、和気あいあいと分かりやすく説明していただいたんで、何となく、3日目ぐらいから、慣れたかなという感じでした。

司会者：そこら辺に関連して、ちょっと3番さんにお聞きしたいことがあるんですが、殺人未遂等の事件だったと思うんですけども、最初の段階で、殺意というのはどういうふうに考えるべきだとか、責任能力をどのように考えるべきだっていう説明というか、そういうのは、冒頭陳述を聞いて理解できたんでしょうか。そこら辺、どういうふうに聞いとけばよろしいでしょうか。

裁判員等経験者3：殺意って、殺そうと思ってることが殺意なのか、結果としてやったことで、それが殺人につながる、死に至るといものが殺意だとかいうような、いろんなことを教えていただきました。最初は、単純に思ってる殺意、殺そうと思ってることだけが殺意だと私は思っておったんですけども、そうじゃないよということも含めていろいろ後から教えていただいて、そこがポイントになるんだと言われて、裁判特有の言葉とか解釈の仕方とか、そういったところは、後の場面でいろいろ教えていただいて初めて分かると、だから書いてあるものだけでは、確かにそういうその奥までは、分からない部分がたくさんございました。

司会者：あと、2番さんと4番さんは少年事件だったと思うんですけども、刑事処罰が相当なのか、家庭裁判所に戻すべきかっていうのも争点になって、55条移送とかいう話が出たと思うんですね、どちらも。家庭裁判所にもう一回戻すには特段の事情が必要なんだみたいな話が出たと思います。冒頭陳述の段階で、その意味はよく分かりましたか。証拠調べに入る前に、そこら辺の要件の説明をしたか、それは理解できたのか、それはその段階ではまだ分からなくて、後で説明を受けて分かったのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいんですが。

裁判員等経験者 2：確かにおっしゃるとおり、何を言ってるのかっていうのは、よく分からなかったですが、一貫して、まずそこを一番最初に決めるんだよ、家裁に戻すのか自分たちがやるのかっていうのを、まず考えないといけないんだよっていうのを、繰り返し繰り返し言われたので、意味はいまいち分からないんですけど、とにかくこの子をどうするのかなっていうのをまず考えてから、その後の枝葉がついてくるんだなっていうのは理解ができました。

裁判員等経験者 4：私も、初めは少年院と少年刑務所の区別も分からなかったんです。初めて、それが違うんだよっていうのを聞くっていうありさまだったんです。うちの場合も、やっぱり部屋に戻ってから裁判官が、そもそもこれをまず決めることで、その後で量刑を決めるんで、これがまず決めないといけないことなんだっていうのを言われました。そこで初めて、それが争われてる争点なんだということ、だから最初の陳述を聞いた時点ではっきりとそこは分からなかったような感じですね。

司会者：最初、冒頭陳述の段階で何が問題なのか曖昧としていたけれど、後々説明を受けて分かってきたという感じですか。

冒頭陳述の話はこの程度にいたしまして、引き続きまして証拠の取調べについてお伺いしたいと思います。証拠の取調べは、大きく分けて、証拠書類の取調べと人証の取調べっていうのがあると思います。証拠書類の取調べの多くは、供述調書など、捜査段階で作られた証拠書類やそれを整理し直したものの朗読を聞くというのが、主ということになります。人証の取調べは、被害者とか、目撃者などの証人尋問とか、被告人質問など法廷でのやり取りを直接見聞きするということになっております。そこで、皆様に確認したいと思います。検察官が内容を告げた証拠書類で、犯行の態様とか結果などは、よく理解できたかどうかというのを、まずお聞きしたいと思います。

裁判員等経験者 1：証拠のほうも、先ほど言わせていただいたとおり、非常に分かりやすく説明をされてました。私の関わった事件というのには、加害者の方も認められてて、最初に量刑をどのようにするかというのが争点という話をされ

てました。危険運転致死に至るいろんな証拠固めという形での事象が全て出てくる状況でしたので、その事象に対してどういうふうに説明するかという内容だったと記憶しておりますので、そういう意味では非常に分かりやすく説明をされてたかなと、また証人の方もちゃんとそろえて、現場での目撃者とかも出られてましたので、分かりやすかったと私は認識しております。

司会者：証拠書類の読み上げが昼休み、休憩を挟んで90分ぐらい続いたと思うんですけども、それが長過ぎて集中できなかったということは特にございませんか。

裁判員等経験者1：そこはなかったですね。どんどん場面が変わって、同じ中から読み上げるだけではなく、いろんな形で、警察のパトカーのビデオであったりですとか、そういうものがあって、目先が変わった形だったので、そんなに長くは感じませんでした。

裁判員等経験者2：確かにお昼休みを挟んで後半戦になると、割と頭の中がぐちゃぐちゃになって疲れてきてるなというのは、自分でも分かっていました。ただ、大事なものはこれだよみたいな、はっきりとはもちろんおっしゃらないんですけども、割と力を入れて説明をされてたなというのと、さらっと行きましようねみたいなのでされてたのが幾つかあって、確かに後で評議に入ったときに、ああ、あれね、言ってたわって思うのが、やっぱりメインに出てきて、確かにさらっと行かれたのは、余り話の中に出てこなかったなというのは、後になって分かりました。めり張りをつけて説明していただけたのかと後になって気がつきました。

司会者：それに関連して、証拠調べに臨む前に、裁判官から、こういう点に着目して聞いたほうがいいですよとか、そういう解説というか、説明みたいなものはあったんでしょうか。

裁判員等経験者2：余り記憶にはないんですけども、ただ、聞くときに、ああ、ふんふんと思いつきながら聞いたということは、もしかしたら前にそういう話があったのかなって。今ちょっと余り記憶が定かではないんですが、その程度

です。

裁判員等経験者 3：私は、殺人未遂、傷害ということなんですけども、先ほどありました殺意と被告人の責任能力というところが、要は非常に多量の飲酒をしていて、それによって相手が亡くなるということまで分からなかったというところを争われたんで、本人にもかなり質問をしたんです。酒に強いのか弱いのかというようなところまで。弁護士さんは、大量の飲酒で責任能力がなかったとおっしゃるんですが、本人は、私は酒に強いんだと、酔っ払ってないということその場で言うような状況で、弁護士さんが言うことと、被告人が言うことと、全然内容が違うということで、何を信用したらいいんだと。その後、大学の先生が飲酒の影響とか、そういったものについてまた説明をしていただけたんで、大体どういった状況の酩酊状態だったのかとかいうところまでは分かるようになったんですけども、とにかく被告人が中途半端なものの言い方をして、記憶にないようなことを言ったりしてたんで途中は混乱したんですけども、そういった先生の証拠とか、診察の結果とかを教えていただきながら、ある程度分かってまいりました。

あと、殺人未遂の証拠品、血のりのついた包丁とかも直接目の前で見せていただいたり、床に血のりのついた状態のビデオとかも見せていただいたんで、事件の内容はよく分かったんですけども、逆に女性なんかは、そういったものを見るのは嫌だという感じでされてた部分もあったんです。生々しいものを、現実は見ておかないと正しい判断ができないのかなと思ったんですけども。あとは、証人が犯人と直接会いたくないとか、体調がよくないということがあって、出廷されなかったと、だから、検察官が聞き取り調査した結果の報告とか、あるいは付き合っている女性の話とか、こういったものも一部出てくるんですけど、全部本人さんが出てきて話をされるわけではなかったんです。3人ほど証人がいたんですけども、実際来られたのは一人だけ、お店の奥さんだけがでてこられて、一番被害に遭われた方の生の声が聞けなかったということが、判断をうまくできないという部分があったんですけど、これは本人さんの

いろんな事情があったから仕方がないとは思うんですけどね。

ちょっとそんなんで、分かりにくいもので、最終的にはそこでかえって裁判官と一緒に話をしながら、皆でいろんな意見を出し合いながら理解したのが正しいのかなという、そういう進め方をしたんです。要は、証人がもう一つきちっと出ていただきたいなと、生の声が聞きたかったなと思います。

司会者：その前段の話に関連してですけど、今回、精神科のお医者さんが来て、飲酒の影響の説明をしてもらったと思うんですけども、内容自体は理解しやすかったのか、専門的過ぎて分からなかったのか、そこら辺はどうでしょうか。

裁判員等経験者 3：先生の説明の内容はよく分かりました。酩酊の状態とかいうのもきちっと細かく説明をしていただいて、その検査の進め方まで教えていただいて、例えばお酒をどれだけ飲んで、2時間置いて、あと血中濃度を測ったとか、その状況を見たとかいうようなことまで、事細かくおっしゃっていただいたんで、どういう状態かというのはよく分かったんですけども、その結果と本人の行動とが素人判断では伴っていないようなところがありましたけども、その内容というのはよく理解できました。

司会者：ありがとうございます。

じゃあ、4番さんには、それ以外のことになるかもしれませんが、証人尋問とか被告人質問の内容というのはよく理解できたかとか、分かりづらい尋問があったとか、そこら辺、何かありますでしょうか。

裁判員等経験者 4：私の事件の場合は、少年事件だったからなのかもしれないんですけど、少年がたくさん出てきて、いろいろ話をするんですけども、どの子どもどの子ども何かこう表情が乏しいし、自分たちの裁判なのになというの、まず思いました。

いろいろな質問をされていても、予め受け答えはこうするのよと言われていたのかなあって後で話もしてたんですけども、何か本心が全然見えない、私ら素人なんで、そういう表情から読み取るのは難しいのかなとは思ったんですけども、要するに言っている言葉しか受け取ることができなかったなというのが

本心ですね。

だから、言葉ではこう言っているけども、本当はどうなのかなというところまでなかなか行けなかったかなという感じでした。

司会者：それは少年である証人の問題なのか、検察官、弁護人の質問の仕方の問題なのか、そこらはどうですか。

裁判員等経験者 4：分からないですね。だから、どういう質問をしたら本音が出るのかとか、そんなのももちろん分からないですし、一人ちょっと激昂しつつあった子はいたんですけども、本当に残りの子は、自分の問題なのにもうちょっと何か気持ちが動くことってないのかなって。その事件に沿って、このとき殴りましたねとか、そういう話になっても本当に顔色一つ変えずに、どの子も淡々と話ができるんですね。それにちょっと、自分も子供がいる身なんでショックは受けました。

司会者：同じく5番さんの事件もかなり証人尋問と被告人質問、法廷のやり取りがあったと思います。そこら辺、分かりやすかったとか、例えば、これはどういう意味で聞いているのか意図が分からないなとか、そういうのはありましたでしょうか。

裁判員等経験者 5：私の事件の場合は、覚せい剤の売人の話で、被告人も認めていて、殺人事件とかじゃないから、検察官とか弁護士さんが用意したメモを見て、この何月何日は何本売ったねとか、何月何日はどうというふうにとか、1個ずつそれを説明しながら、こうですね、ああですねという話だったので、それはそのまま信じるというか、何月何日何グラム、何人客が来てみたいなのを、受け付けした女性の方がこれはこういう状態でしたとか。この私の扱った事件は、再犯なんですよ。要するに何回もやっているんです。1回入って、また7年受けて、またやっている。

正直言って、これは何回入っても結局一緒なんじゃないかなと。買う人がいる以上、買う人ももちろん被害者と言えば被害者で、その人が出てきてどうのというのじゃなかったの、ただ、それ以上に、何月何日何時に何人来て、何

月何日は何グラム売ったとか、そういう証拠、もちろん本物も見せていただいたんですけど、だから、余りそれに関して、それはうそでしょうというような先入観はなかったです。

司会者：売り方の説明に大体終始していたということなんですかね。

裁判員等経験者 5：はい。

司会者：いつ売りました、いつ売りましたという話がずうっと続くだけなんですかね。

裁判員等経験者 5：そうですね。だから部屋に戻って計算するときも、1グラム2万円だからどうのこうのとか、そういう話をして、このときこれだけの売り買いがあったな、何月何日はこういう売り買いがあったなというので、ともかくそれは書類を見て、証人の方がいて、この日はこうでした、いや、その日はもっと少なかったとか、そういう会話だったので、そりゃ恐ろしい事件よりは気が楽だったと思います。

司会者：今出た話にちょっと関連して、3番さん、殺人未遂の事件で、現場の血の写真とかを見たという話でしたかね。これはカラー写真だったんですか、白黒だったんですか。

裁判員等経験者 3：カラーでした。見えにくくしてあったのか分かりませんが、血は分かりました。包丁はケースに入っていましたけども、血のりがついているのが分かりました。

司会者：被害を受けた方のけがの写真とかはあったんですか。それはなかったですか。

裁判員等経験者 3：いや、それはなかったです。かなり深く入って、もう少しずれていたら冠動脈を切って死亡になるというところまでいっていたという大きなけがだったという説明は受けましたけども、写真はなかったです。

司会者：現場の血の写真とかを見て、女性の方とかでちょっと嫌だなと思われる方がおられたということですか。

裁判員等経験者 3：そういうふうにおっしゃっている方はいました。

司会者：以上で大体証拠調べまでの話になります。

法曹三者の方から、今までのところで御質問等があれば聞いておきますが、何かありますでしょうか。

検察官：質問が2点あるんですけど、まず、1点目が、冒頭陳述の関係で、先ほど4番さんと、それから2番さんですかね、冒頭陳述の時点では余りよく分らなかったけれども、後から説明を聞いて復習をされてだんだん理解できたというお話があったかと思うんですけど、その際、検察官が作成した冒頭陳述が、復習するに当たって役に立ったのかどうか。あと、少年法55条移送の関係で、図面でこういう流れですよという説明があったかと思うんですけど、後々にその理解をするのに、その図面が役に立ったかかどうかという点をお聞きしたいのが1点。

あと、先ほど3番さんの血のりの包丁とか現場の写真の関係で、5番さんとかはちょっと人が亡くなっているとか、けがをしているという事件ではなかったと思うんですけど、2番さんとか4番さん、人が亡くなっているような事件で、例えば凶器ですとか、人が亡くなった現場ですとか、あと人がけがをしている、亡くなっている写真というのは出ていないかと思うんですけども、もしそれが出た場合、やはりちょっと裁判員をされるに当たって負担になるのかどうか、その点をお聞きしたいなと思います。

裁判員等経験者2：資料は大変役に立ったと思います。繰り返し理解を深めていく中で、裁判官が作ってくださった、あるいはホワイトボードに書いてくださった絵なんかもしっかり使ったんですけど、それと同じぐらい検察官が作ってくださったそういう流れであったりとか、物の考え方のところも一緒に見せていただきましたので、大変役に立ったと思います。

あと、次の質問で、我々のところは凶器がベンチだったりで、非常にどこにでもある物だったのと、写真は白抜きで、遺体があったところを線で書いていただいていたので、抵抗は非常に少なかったと思います。

ただ、私個人がどうだったかというところ、ちょっと職業柄そういうのは慣れて

いるので、私は大丈夫だったと思います。それでも人によるかなと思います。

裁判員等経験者 4：私も陳述のメモは非常に役に立ったと思います。特に検察官のものは図で書いていただいていたので、すごく役に立ったと思います。

現場の写真とかの話なんですけども、本当にどこにでもある公園で、どこにでもあるベンチなんですけども、私らの裁判員の中に、すごく地元なんですという方がいらして、裁判が土日を挟んだんですね。その土日にたまたまその現場付近に行くことがあって、やっぱりちょっと嫌な気がしたというのをおっしゃっていました。

あと、裁判員裁判に選ばれちゃったわみたいな話をしたときに、何かすごいもの見せられて、すごいショックになるらしいよというのを、いまだに言われることが多かったので、大丈夫でしたということは言っているんですけども、まだ余り浸透していない感じはありました。

司会者：証人尋問や被告人質問が終わった後、検察官や弁護人からそれぞれ意見が述べられたと思います。論告・弁論と言います。それについて御意見を伺いたいと思いますが、それぞれの検察官、弁護人の論告や弁論の内容についてはよく理解できたかとか、分かりにくいところはなかったか。さらに、検察官の求刑とか弁護人の求める量刑の根拠の説明は十分に理解できたかどうかという点を確認したいと思います。

裁判員等経験者 5：私の事件の場合は、被告人が罪を認めて、それを証明していくような感じだったので、このメモがあってよく分かりました。こういうものだなというのが分かりました。

司会者：5番さんの事件の主な争点は、売り上げが幾らかということなので、やっぱり書面があったほうが計算しやすいとか、そういう話だったということになるんでしょうかね。

裁判員等経験者 5：はい。それと、何か家宅捜査で現金を押しえられたとか、割と皆さんの心情的なことは余りないかなと皆で話していたと思います。書いてあることを一生懸命読んで理解するようにしたので、それが分かりにくいと

か、こういうもんかなっていうぐらいの感覚しかありませんでした。

司会者：同じ質問ですが、論告や弁論の内容がよく理解できたかとか、検察官の求める求刑の根拠は十分に理解できましたかというお話ですが、4番さん、どうでしょうか。

裁判員等経験者4：最初はもう本当に何のことか全然分からない状態だったんですけども、もうこれぐらいになってきたら、部屋での話し合いとかも大分経験しましたし、なるほどねとすごくよく分かるようにはなってきました。ちょっと裁判自体に慣れてきたのかなみたいな感じにはなっていたので、ああ、こういうことを言うてくるんだなというぐらいまでは、分かるようになってきました。

所々、これはどういうことかというのは、また後で質問してクリアにしていたので、問題はなかったように思います。分かりやすかったです。

司会者：論告を聞いた段階で、検察官が求める求刑、4番さんの場合は少年なので不定期刑で懲役6年から10年という求刑でした。それはずっと入ってきましたか。ああ、こういう事件だと6年から10年なんだなと思ったのか、軽過ぎるなとか、重過ぎるな、検察官の言っているのはよく分からない、そういうことはなかったですか。

裁判員等経験者4：先に一緒に事件を起こした共犯者の裁判がありましたので、共犯者の場合は何年という求刑がもう決まりましたよというのがありましたので、それと照らし合わせて、まあまあこんなもんかなみたいな感じでした。

裁判員等経験者3：検察官の論告求刑については、非常によく分かりました。ただ、求刑が、この種の事件としては、大体3年から15年ということを知っていて、13年が出されたんで、非常に重いなと思いました。

それで、検察官のほうの内容については特になかったんですが、先ほども申しましたけども、弁護人が、お酒をたくさん飲んでいて突発的で計画的ではなかったと、そういう意味で判断能力が低下していたんで殺意もなかったと、反省もしているからできるだけ軽いのでお願いしたいとおっしゃっているんです

けども、被告人自身が、私は酒に強いんだとか、酔ってなかったとか、そんなことを言ってますんで、その辺の判断が非常に、最終的には難しかったですね。

とにかく被告人がもう一つ弁護人と同じ土俵に立ってないというか、そういうところが非常に判断をするのに難しいところでした。

司会者：今のお話だと、検察官の論告では検察官の求刑がいまいち説得的じゃなかったというふうに思われたということですか。重いんじゃないかというのは。

裁判員等経験者 3：前例というか、過去の判例からいくと重いんじゃないかなと、この種の事件は大体こんなもんですよと事前に聞かされたり、話の中で出ていたものと比較しての話ですけどね。ですから、検察官のおっしゃっている内容はよく分かりましたし、それで、ああ、これで13年かという思いで聞いただけです。

裁判員等経験者 2：弁護士さんのほうはもちろん矯正教育というのは、もう最初からわかっていますし、検察側はもちろん、もうこれは懲役だよねということで、そこが非常に分かりやすかったので、それぞれの立ち位置とか言っていることというのは、それぞれ非常によく分かりました。

その中で、我々自体が非常に素人なので、例えば上限と下限があるとか、言葉は非常に悪いんですけど、それが何割掛けぐらいで大体この幅が決まるとか、ここではもちろんそこがわからないんですけど、後になって判例集をパソコンみたいなんですうっと見ている、これぐらいの刑で、これぐらいのことをして、これぐらいのときはこれぐらいだよねという、ピークの分布図なんかを見せていただいて、やっとなんとなく全体が見えてくるんですが、正直、論告のときは何を言っているのかよく分からない。上限と下限があって、それがどういう上限でどういう下限なのかということも分からない。ただ、ここに大体ピークがこれぐらいにあるよ。大体この刑はこれぐらいだから、これぐらいだよねという説明としか私は理解ができなかったもので、非常にそこは分かりにくかつ

たです。

ただ、元々の立ち位置というのは非常によく分かるので、まず、一番最初のどっちにするのというのは、非常によく分かりました。その後の求刑の部分での懲役刑がどうだという話は、正直、うちのメンバー皆が首をかしげるような状況で、この段階ではほぼ、その上限下限は理解できないし、それが妥当かどうかというのも、分からなかったです。なぜ幅があるかっていうのは分かってるんですけど、その幅がどういう幅がいいのかとか、例えば上限がこれで妥当なのかっていうのは、もうさっぱりでした。

裁判員等経験者 1：今回の危険運転致死で、被告人も認めてるところで、量刑をどれぐらいにするかというのが争点だったんですけど、被害者の方の遺族の方がその奥さんと小さい二人の子供ですかね。というところで、非常に心情的にはつらいものがあるって、遺族の方の感想とかの文章を読まれてたりとか、本当に涙なしでは聞けないような話の中で、検察官が、法律上は1年から30年という中であって、判例では12年以下ということですが、13年の求刑だったんです。それを聞いても、確かにそれが正しいのかどうか全然分からないですし、そのときは、ああ、そんなもんなんかなという認識でした。

弁護人のほうからは、本人も反省してるとか、いろんな話の中から求刑8年というところで、求刑に関しては、その裁判の中ではそれが妥当なのかなかなか分からないというのは確かにありました。

その後、評議の中で裁判長のほうから、いろんな過去の判例を引かれて、説明があって、その中で納得せざるを得ないというか。元々決められた判例の中からでしか選べないのかな、決めれないのかなという認識は、私はありました。なかなか納得できないというか。事件の内容にもよるんでしょうけども、今回本当に遺族の方が大変だというところの部分で、私情じゃないですけども、そこの辺が私情と法律にのっとった裁判の難しさというのが、本当に勉強さしてもらいました。やっぱり法律にのっとった上での判決というのが、法治国家においては絶対なんだなというのは、勉強になったというか、感じたところ

ろです。

刑を決めるに当たって、例えば言い方悪いんですけど、一人やったら何年、二人やったら何年という、亡くなられた方の数によって量刑が決まるというのもあったんですけど、まあそうなのかなというところが非常に、私的には何か、納得できないようなところになりますね。でも法律上はそう決まってるから、それはもう決められたことなんだと納得はしました。

司会者：ありがとうございます。

多少評議の内容にも入りましたので、評議のあり方についての御意見、御感想を伺いたいと思います。

また5番さんから聞きますけども、論告弁論が終わった後、評議ということで、裁判官、裁判員皆さんで話し合いをしたと思いますけども、評議の雰囲気とか進め方とかはどうだったかというのと、評議の進め方で気になった点があるかないか。何かこの点を改善したらいいんじゃないかとか、そういうところをお聞かせ願えればなと思います。

裁判員等経験者5：やっぱり皆さんがおっしゃったように、前の判例を出して、こういう場合はこうという感じでないと、私にとって、こうやからこれで何年、こうやからこれで何年っていう表があるわけじゃないしね。どういうふうに決めていいか、最初的时候は、何年、どう思いますかと、それぞれ聞かれたときも、もう皆目見当もつかなかったんですよね。私的に、覚せい剤なんで、もちろん売るほうも悪いけど買ったほうも悪いんじゃないかな、みたいなのもあったから、殺した、死んだっていうのと違うから、何か割とこの人何回も何回もやってるんで、結構な長い刑で、皆が意見を一致したみたいなところがあって、それは何かいろんな判例を出していただいて、このときはこうでした、みたいなのを参考にして決めたと思います。

雰囲気としては、それほど緊張はしなかったように思います。

司会者：思ったこととかは十分に話すことはできましたか。

裁判員等経験者5：そうですね。分からないことははっきり何回も聞きました

し、黙ってしまうというようなことはなかったんで、裁判長もすごい丁寧に教えていただきましたし、女性の方も物言いを丁寧におっしゃっていただきました。

司会者：同じ質問ですが、評議について、何か御意見があればということですが、4番さん、どうでしょうか。

裁判員等経験者4：評議自体は、すごく和やかな感じで、なおかつ意見もすごく活発に出て、充実した内容だったように思います。

でも、小学校の学級会以来かなという感じで、一つのことに對して、たくさんの方が意見を交わし合うっていう場を持つことが、大人になってから少なかったんで、脳が疲れてしまって、休憩もすごく取っていただいたんですけども、やっぱり疲れるのは疲れました。裁判が終わったらすっきりするかな、もうちょっと頑張ろうね、みたいな話を皆でしてたんですけども、終わってももうひとつ、すっきりはしなかったような感じです。

ただ、自分の意見をしっかり述べるっていうことは、皆さん、できてたように思ったんで、評議自体はすごく内容は濃かったように思います。

裁判員等経験者3：13年の求刑に對して、最終的に我々で決めるということになりますんで、まず、13年が正しいのか、重いのか、軽いのかというところから、評議をずっとしていきました。最初は軽い人と重い人と二つに完全に分かれてしまいました。それで、裁判官から、判例のデータとかを見せていただいて、殺意と責任能力というところ、証拠写真とかを、お互いに復習しながら最後決めていったということで、最終的には皆の意見もぐっと縮まってまいりまして、今回の判決に落ち着いたというところなんです。それが果たして本当に正しいのかどうなのかというのは、いまだに分かりませんが、皆の意見ではここになったという形になってますんで、それが正しかったんだと思ってます。

司会者：評議に当てた時間っていうのは。

裁判員等経験者3：かなり長く当てました。十分だったと思います。

司会者：締め切りがあるので急がされたとか、そういう雰囲気はなかったですか。

裁判員等経験者 3：全くなかったです。かえって順調にいったのと、証人が少なかったということもあって、半日で終わった日が一日、昼から出てきてくれと言われたこともありました。だから後半は、もうきっちり時間を取りましたんで、十分議論はできました。

裁判員等経験者 2：裁判長ももちろんのこと、裁判官が非常に穏やかで、雰囲気作りが上手で、皆が話しやすいように、例えば余り意見をおっしゃってない方にもきちんと振ってくださったりとか、対立する意見があったらとりなすようなこともしていただいて、非常に話しやすく、和やかにできたかと思います。

さらに私がすごいなと思ったのは、一日終わると、裁判官がきちんと昨日の振り返りじゃないですけど、ここまで話したよねとか、こんな意見が出ましたよねっていうのをレジユメにして作ってくださって、そこからまた話が広がるように、うまくしていただけたというのが、非常に良かったなと思います。

アメニティ部分も話しやすいようにいろんなセッティングをしていただいてたなというのも、ありがたかったかなと思います。

話自体は非常に和やかにいったんですけれども、土日を挟んで評議をしたときに、半日ちょっとしかなかったんですが、大どんでん返しというほど大きなことはなかったんですけれども、裁判員が思っている求刑の枠っていうのが余り一般的ではないなあというような話が、再度その日の朝に出て、どんなふうにしていきましょうねっていう問題提起があって、結論としては、前の週に決めたことがそのままいったんですけれども、余り標準的なものではなかったらしいというのも、朝に聞いてから短い時間でもう一度おさらいをし直したっていうのがあって、そこだけがもうちょっと話したかったな、というのは、最後はちょっと残ったんですけれども、まあそれまでは本当に、十分に評議させていただけたかなと思います。

裁判員等経験者 1：先ほども話させてもらったんですけど、1日半の予定があったんですけど、1日で評議は、ほぼ話し合いがまとまりまして、非常に意見もよく出て、裁判長からいろんな判例とか説明とかもしていただきましたので、分かりやすい内容で評議はさせていただきました。スムーズだったんですけど、判例とかその辺が先に出てきましたので、裁判員からの意見ってなかなか通してもらえないっていうのかな。やっぱり今回の事件っていうのが危険運転致死というところで、ちょっと特別なのかなというのがあったんで、そこはちょっと残念な部分はあるんですけど、やっぱり判例で決まっているという壁は超えられないなというのが、個人的には感じました。

刑の確定というのは、まあまあスムーズにはいったかなというふうには思いました。

司会者：言われてる判例というのは、量刑資料のことですかね。

裁判員等経験者 1：そうですね。グラフですとか、まあ法律ですとか、まあそうですね。

司会者：量刑の資料を見たタイミングっていうのは、皆さんが数字を出す前に見た感じなんですかね。何年ぐらいだって考えて、一度皆さんが意見を言い合う前に、もう量刑のグラフは見てる感じになりましたか。

裁判員等経験者 1：確か先に見たというのがあって、その方向なのかなというのは、何となく話の中ではありましたね。

司会者：その量刑傾向というのは、論告とかでも触れられてたんですかね。検察官とか弁護人も同じグラフを見られることは見られるようになってるんですけども、そこら辺、論告のときに触れていたとかそういうのはなかったですか。

裁判員等経験者 1：求刑で、この範囲で、過去はこのようなのがあったんで今回は13年を求刑しますっていうのはありました。

司会者：じゃあ皆さん、おおむね評議では、自分の言いたいことは言えたというふうに聞いてよろしいですかね。

一応あの、ざっとですけども、事件、裁判の流れに沿って、皆さんの意見を

お伺いしました。

ここまでを聞いて、法曹三者の方で、感想なり、さらに質問したいことがあれば感想を含めて。

裁判官：本日は貴重な御意見をどうもありがとうございました。

今日、冒頭のほうにありました、スケジュールがどうあるべきかという点一つをとっても、なるべく短期間でやってほしいという方と、期間をあけたほうがありがたいという方といらして、なかなかいろいろな御意見があるのが裁判員裁判の醍醐味ではあるんですけども、我々は、その与えられた状況の中で、手探りでベストな選択をしようとしていってるわけなんですけれども、今日いただいた意見を今後も参考に、より良い裁判員裁判のやり方を考えていきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

検察官：私は、こういう意見交換会には初めて出席させていただいたんですけども、やはり、検察官が一番最初に冒頭陳述もやらせていただきますし、立証責任がこちら側にあるので、証拠を説明する分量も私たちが一番多いので、こうやって率直な意見を伺うと、例えば登場人物がたくさんある事案ですとか、視覚的にも図面など用いて分かりやすく説明する必要があるんだなというのを改めて感じさせていただきました。

今日伺ったさまざまな意見ですけれども、検察庁に持ち帰って、これからも検察官が分かりやすい立証活動ができるように、参考にさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

弁護士：今日は貴重な御意見、ありがとうございました。

弁護人が携わる事件は主に、やっぱり検察官が先攻、弁護人は後攻という形で、ディフェンスという立てつけになってるんですけども、主に量刑についてお聞きしたいことがあります。

まず、検察官は論告のときに求刑というのを必ずするんですけども、被告人

の場合は、弁護人求刑というのをする人としなない人がいます。今回の事件の場合も、弁論を見る限り、1番と4番の方の事件の場合は弁護人求刑があって、2番と5番は、弁護人求刑というのは、書面上はなかったんですけども、弁護人側がこれぐらいの求刑を考えてるいるんだよってというのがあったほうがいいかなというのか、別に検察官の求刑が正しいかどうか、それを判断するだけだから、特に弁護人の求刑は要らないよ、というのか、その辺、皆さんに御意見いただければ、と思うのが一点です。

もう一点が、量刑に関する評議の中で、裁判員裁判の対象事件以外の事件が、今回の場合は1番、2番、3番の方の場合は、覚せい剤の事件であったり、窃盗罪であったり、まあそういうメイン以外の事件の量刑も併せてすると思うんですけども、それはどうお考えですか。主に審理の中では、量刑資料とかは、メインの事件についてのグラフとかを見た上で判断するんだと思うんですけども、それにその、サブの事件をどうプラス1年とかプラス2年とか、まあそういうふうに考えられるのか、またそれについて裁判官からどんな説明があったのかっていうのを、これを1番2番3番の方にお聞きできればと思います。

裁判員等経験者 1：求刑で、やっぱり弁護人の方からも言われたほうが、どれだけ罪を認めてるのかなという判断材料にもなるので、それは出されたほうが、私は比べるのに分かりやすかったかなというふうに思いました。

それと、複数の量刑ですか、今回も私の事件は三つの犯罪があって、その辺のことは最初に裁判長から、そういう場合の判断の仕方とか量刑の考え方っていうのは説明がありました。それはそれでもう納得はしました。アメリカとかでしたら全部プラスになるっていう話、日本は違うんですよという話の中で、その辺の仕組みなり何なり、全部説明していただきましたので、その辺は理解できました。説明してもらわないとちょっと分からない。まあでもその分プラスアルファにすべきかなとは感じました。

裁判員等経験者 2：要は、矯正教育のほうか、懲役かっていう話で、非常に分か

りやすい対立だったので、それはそれで、非常によく分かったというので、良かったと思います。

この事件の場合は第1，第2，第3とあったんですけれども，私も実はアメリカ式でプラスにするのかなと思ったら，最初の段階で，裁判長のほうから，確かに3つあるんだけれども，この事件に関しては恐らく3番目に着目をするべきものであって，1番2番っていうのは，軽いとは言いませんけれどもというような説明があったので，3番に集中して，その議論の中で，1番も2番もあるんだしっていうのは，言葉としては出るんですけれども，量刑が重なっていくというイメージは，話し合いの中ではなかったように思います。

裁判員等経験者3：今回私どもがやったものは，無罪を主張してるわけですから，弁護士さんが幾らということとはできないと思うんですけども，できる部分であれば，やはり弁護士さん側からも出されたほうが，よりこの審理の中ではしやすいんじゃないかなと思います。

それと，今回でしたら私どもは，殺人未遂と傷害と窃盗と銃刀法違反と4つあるんですけども，一番大きなものは殺人未遂なんで，傷害，窃盗についてはもう争わないということにもなってますし，ですけどもそれを加味したからどうかということじゃないんですが，最終的な皆さんとの話の中では，殺人未遂についてになるんですけども，それにあと窃盗も傷害もやってるから含めてこれだけというふうな思いで，皆が話はしておりました。だから気持ちとしては，幾らかその中にこう入れたいというか，入れて意見を言ったような感じでした。

司会者：4番さんは，弁護士さんのほうから，これくらいの刑が相当である，というお話はあったんだと思うんで，それはある程度参考にはなったとか，それはどういうふうなお気持ちで聞いてましたかね。そこは。あったほうが良かったか，なかったほうが良かったかということも含めてですけど。

裁判員等経験者4：私の記憶では，割と検察官に近いような数字だったと思ってます。だからそれを見たときに，まず家裁に戻すべきであるっていう主張の割

に求刑が長いやん、みたいな感じだったんです。だから、先の事件を受けての数字だったのかなとも思うんですけども、どちらにしろやっぱりその数字であらわしていただくっていうのは、分かりやすいかなとは思いました。結果的には、家裁に戻せて言ってるけどこの数字はちょっとないよねと、何となく流された感じはあったんですけども、やっぱり数字で見るっていうのは、比べたりするときにはすごくいいんじゃないかなとは思いました。

余罪の件は、確かうちの事件では何かあったとは思うんですけども、もう解決しちゃってたのかな。それであんまり、のぼってはきてなかったように記憶しています。

裁判員等経験者 5：論告メモのところに、懲役何年、罰金いくらって書いてあるんですけどね、これを弁護士さんのほうからも言ってきたんやなあと思います。それよりまだ少ないぐらいになったかどうかやったかなっていうのは、ちょっとはつきりは覚えていません。

司会者：以上を踏まえて、何か全体的な御感想ありますか。

弁護士：大変参考になりました。ありがとうございます。弁護士のほうも、会に持ち帰って、どうしても形式的に検察官のあのカラフルな図面の散りばまった書面に比べると、ちょっと見劣りしてしまうところはあるんですが、できるだけ分かりやすい立証に努めたいと思います。ありがとうございます。

司会者：最後にお一人ずつ、今後、裁判員裁判に参加される方に対するメッセージ等があれば、一言ずつお願いしたいと思います。

裁判員等経験者 1：案内が来れば、必ず受けていただきたいなど。やっぱり、思ってた以上に知らない世界でもありますし、誤解しているところも多々あるんじゃないかなと。いろんなこの裁判とか法律というところで、それを分かるためには、裁判員になって、しっかり自分で経験するというのは非常にプラスになるので、是非とも受けていただきたいと思います。

裁判員等経験者 2：テレビでよく法廷の画面が出て、あれを見る限りああいうところにはあんまり近寄りたくないなというのが、一般の方の御意見だと思うん

ですが、実際やってみて、もちろんあそこは非常に厳粛で大切な場面だったんですけれども、裁判員裁判自体は非常に勉強にもなるし、自分が今まで法律とか全く関わってなかったんですけれども、やっぱり身近なところに法律ってのはもちろんあるし、それを自分たちがきちんと考えていく場になったという意味では、非常に勉強にもなったし、良い経験をさせていただいたので、是非皆さんにさせていただけたらな、と思います。ありがとうございます。

裁判員等経験者 3：私も前の方と同じように、必ず通知が来れば受けるのが一番良いんじゃないかなと思います。ただ、通知がきて、最終的に決まるまでに3か月なり4か月ですね。

それと、当然そういうやり方しかないんだと思うんですが、無作為に抽選で最終的に決まるということなんで、もう少しそこに決まった方に、もう少し融通がきくようにしてあげるというのも、一つの方法ではないかなと思います。

司法関係に携わってる方と、その日程にきっちりと予定が入っている方は断れるとかにはなっていますけども、それ以外は基本的には断れないよというようなことを仰々しく最初を書いてありますんでね。だからあれを見ると、余計最初に一度構えるということが出てくるんじゃないかなと思うんで、その辺をされた上で、出られる人はできるだけ一度経験されるのが非常に良いことだと思います。

裁判員等経験者 4：私も経験させていただいて、本当に良かったと思っています。普段の生活の中で、なかなか経験することができないことだったと思いますし、私の事件は少年事件だったんで、その一人の子の人生をこんなに皆で、大人がたくさん集まって、今だけじゃなくてこの先彼はどうなるんだろうか、どうなってほしいんだろうかっていうことを、自分のこと以上に、こんなに考えたことってなかったねって皆で言いました。本当に良い経験になりました。

たくさんの方が意見を言う中で、自分の考え方のくせですとか、そういうものも少し分かって、自分自身を知るきっかけにもなったように思います。だか

ら、お忙しい方もいらっしゃると思いますけども、前向きな気持ちで受けていただけたらいいかなと思ってます。

裁判員等経験者 5：私も貴重な経験なので、これは是非、そういう機会があれば皆さん受けられたほうが良いと思います。負担になる部分はあるんですけども、テレビのドラマとかを見るのも見方が変わってきたし、すごい勉強になったので、皆さんも機会があれば是非経験したほうが良いと思います。

司会者：ありがとうございます。

皆様からお聞きする内容は以上になりますが、ここで報道機関のほうから裁判員経験者の方に質問があればお受けします。

記者：本日は貴重なお話ありがとうございます。

二点、お伺いしたいんですけども、まず一点目なんですけど、御遺体とか傷跡の写真とかを、制度が始まったときは結構見せる傾向があったと思うんですけども、裁判員への配慮というところで、最近は見せない公判も増えてきていると。

一方で、被害者とか被害者の遺族からすると、やっぱり全て見せた上で裁判員の方には審議をしてもらいたいという声もありまして、裁判員を経験された皆さんにお伺いしたいのは、やっぱりその部分を見せてもらうべきか、それともやっぱり見せないべきかっていうところをどう感じておられるのかというところをまず一点、お伺いしたいなど。

もう一点なんですけども、裁判員の制度なんですけど、もともと大前提として、民意を反映させるというのがあって、皆さんの話を聞いていると、裁判官の方がすごいやさしく意見を引き出してくれやすい環境を作ってくれたという声がある一方で、過去の判例とか量刑データというのを示してきて、その中で評議をしていくというところもあったという話があったと思うんですけど、皆さん、十分今の制度が民意を反映するものであるのかどうかというところと、もし不十分な点があったりするならば、よりどういうところがあれば制度の改善につながると感じておられるのか、その二点をちょっとお伺いできればなと思

ってます。

司会者：1番さんから何かありますか。今言われた二点について。

危険運転致死だったと思うので、そういう議論もあるのかなと思いますのでその点と、先ほど言われた民意が十分に反映されてるのか、そこら辺に何か御意見があれば、お願いできますか。

裁判員等経験者 1：先ほどのいろんな証拠写真というのは、やっぱり見せるべきかなという、私の個人の意見であります。そうしないとやっぱり判断がつかないかなと感じます。

二点目の民意が反映というところでは、私どもは初めて参加して分かるというところで、スタートの時点での民意の反映というのはなかなか難しいかなと思います。入ってからは、民意というのは反映されるかなと思うんですけど、人選の仕方にしろ何にしろってというのは、非常に今後、課題の部分かなというのを感じます。

裁判員等経験者 2：私も個人的には、あるべきものはそのように見ないといけないうのかなというのは、思っております。ただ、先ほども御意見にあったとおり、そういうのに慣れていない、グロテスクなものに関して裁判員のほうを守るっていうのも、一つ意義があるのかなという気はします。

2番目の点に関しましては、ちょっと先ほども言ったんですけども、我々が考えて、こうであってほしいなという量刑に関して、確かにちょっとそれは、今までの判例からすると外れてるよねという誘導のようなものがあったのは事実です。ただ、そのときに、うちのチームに関しては、いや、やっぱり僕たちはこういう意図を持ってこの判断をしたので、それは今までどおりにしてくださいと言えたという意味では、ある意味、頑張ったかなと思いました。

裁判員等経験者 3：証拠については、当然生々しいものも含めて出すべきだと思います。ただ、最初、裁判長からもお話があったんですが、どうしても自分はそういったものがだめだという方については、見なくてもいいですよ、目をつぶるなり隠すなりしてもらったら結構ですというようなこともございましたか

ら、それで見られる人はきちっと見たほうがいいかなと思います。

民意の部分は、非常に難しいと思いますね。本当は、そういう前例とか何もなしに、本当にその裁判員だけで数字的なものもきちっと決めて出せるだけの能力と経験があれば、僕はやったほうがいいと思いますけども、それをやるというのはまず不可能ですから、やっぱり前例とか、裁判長からの御意見とか御指導の中でやっていくということになるんで、今の段階ではいたし方ないかなと思います。その前段で、我々がいろんな意見を出している、戦わせているのは、裁判官も目の前で見られることですから、それを少しでも反映していただいていると思いますし、できていると思いますから、そういう意味では民意も反映できているのではないかなと思います。

ですから、これからは、1番の方も言われましたけども、選び方とかそういったところも含めて、もう少し本当の民意というのがどうしたら出せるんだということは、検討する余地があるのではないかなと思います。

裁判員等経験者 4：グロテスクな写真ですとかそういうのは、見たい方は見せてもらったらいいとは思うんですけども、私の裁判のときは、イラスト的な感じで、見せないっていう方向だったんですけども、個人的にそれでもすごく想像してしまうんですね。ああ、その場所で亡くなられたんやなあ。痛かったかなあ、寒かったかなあとか想像してしまうので、やっぱりその辺は個人の判断で、見る見ないは決められるようにしたほうがいいかなと思います。

それと、法廷で被害者のお母様が来られてまして、もうそのお母様を見てだけで十分に伝わるものがあるんですね。その無念さとか悲しみとかいうのはあるので、必ずしもそういう証拠写真だとか、そういうものだけからしか伝わらないというものではないような気はしました。

民意の点ですけども、うちのチームの場合も、判例というのは見せていただきましたけども、グラフですとかそういうものがないと、全く分からないんですね。判断基準が全くないんで。飽くまでも判例っていう形で、私らも皆分かった上で見てますので、それを見た上で裁判官に誘導されてとかそういうもの

も全くなかったですから、民意は十分に反映されていると思いました。

司会者：ありがとうございました。

5番さんの事件は特に遺体とかけがの写真とかはなかったのに、民意が反映されているかどうかのところについて、お願いします。

裁判員等経験者5：私も法律を勉強したわけではないので、こういう場合はこれで、こういう場合はこれっていうのは……。私たちの場合は、最初は、どうですかってグラフとかを見せていただかなくて、皆に意見を聞かれたんですね。それじゃあ分からないからって、休憩の後、裁判官が資料を持って来られて、それで、ある程度基準にしてしまいますし、それでないと私たちも分からないので、それで皆で相談したので、誘導されたとかというようなことは別になかったと思います。皆で話し合っただけで、それを裁判所の方は見ているので、そういうのは考えていただけていると思います。

ただ、今はもうそれで精いっぱいなんじゃないですか。また裁判員を何回か経験すれば、気持ちも違うでしょうけどもね。そう何回も経験することはないと思うんで、皆初心者なんでね、それはやっぱり難しい問題だと思います。

司会者：じゃあ以上で、予定された内容は終わりになります。今5番さんが言われたとおり、裁判員裁判はこれからもずっと続いていくと思います。まだ始まって8年ぐらいしかたっていない制度ですから、皆さんも二度三度やっていただきたいなど。二度三度やれば、前回とどこが変わったのかなとか分かると思うんですよね。二度目やったときに、前と全然変わってないなとか、大分良くなったなとかを、皆さんに実感してもらいたいなといつも思って、裁判員の裁判が終わった後、参加された裁判員、補充裁判員の方に言っています。だから皆さんも、機会があれば二度三度やって、改善されたかどうかというのを体感してもらって、またそのときに意見を言っていただきたいなと思います。どうかよろしくをお願いします。

裁判員経験者の皆様には、長時間意見交換会に御参加いただきまして、本当にありがとうございました。本日お聞かせいただいた貴重な御意見を参考にし

ながら、神戸地方裁判所におきましても、裁判員裁判の運用をより良いものにして、より充実して分かりやすい裁判を目指していきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

以 上